○前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成６年３月３１日

規則第２９号

改正　平成６年１２月２１日規則第５３号

平成７年１２月２５日規則第４５号

平成１１年３月３１日規則第２０号

平成１３年３月２９日規則第３５号

平成１４年３月２９日規則第２５号

平成１５年９月３０日規則第６０号

平成１６年３月２３日規則第９号

平成１６年６月２４日規則第３９号

平成１６年１２月２２日規則第１２０号

平成１７年７月１５日規則第３９号

平成２２年３月３０日規則第２９号

平成２９年３月３１日規則第２９号

（趣旨）

第１条　この規則は、前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成５年前橋市条例第４４号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請等）

第２条　条例第６条第２項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める申請を市長にしなければならない。

(1)　定期利用の許可　自転車等駐車場利用申請書

(2)　一時利用の許可　口頭による申請

２　機械により管理を行う自転車等駐車場（以下「機械式駐車場」という。）の利用に係る前項の規定による申請については、同項第１号の許可（当該年度内において引き続き定期利用をする場合の許可に限る。）にあっては定期更新機による手続を、同項第２号の許可にあっては自転車の入庫手続をもって、それぞれ当該各号に定める申請とみなす。

３　市長は、第１項の規定による申請を許可するときは、定期利用については自転車等駐車場定期利用許可ステッカー（以下「ステッカー」という。）（機械式駐車場に係る定期利用の許可にあっては、ステッカー及び自転車等駐車場定期券（以下「定期券」という。））を、一時利用については自転車等駐車場一時利用駐車券（以下「駐車券」という。）を当該申請者に交付するものとする。

４　前項の規定によりステッカーの交付を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、当該ステッカーを自転車等の見やすい位置に貼付しなければならない。

５　市長は、定期利用の申請を許可したときは、自転車等駐車場定期利用許可台帳（以下「利用許可台帳」という。）に当該定期利用者の住所、氏名、自転車等の特徴等を記入するものとする。

（平１７規則３９・平２９規則２９・一部改正）

（住所等の変更の届出）

第３条　定期利用者は、住所、氏名又は自転車等を変更したときは、自転車等駐車場定期利用者住所等変更届を市長に提出しなければならない。

（平１７規則３９・一部改正）

（ステッカー等の再交付）

第４条　定期利用者は、ステッカー又は定期券を紛失し、又はき損したときは、自転車等駐車場定期利用ステッカー等再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

２　前項の規定により定期券の再交付を受けようとする者は、当該再交付に係る実費に相当する額を負担しなければならない。

（平１７規則３９・平２９規則２９・一部改正）

（定期利用の中止等）

第５条　定期利用者が定期利用を中止しようとするときは、その旨を口頭により市長に申し出なければならない。この場合において、定期利用者についてはステッカー（機械式駐車場の定期利用者にあっては、ステッカー及び定期券）を市長に返却しなければならない。

２　前項の規定による申出をした定期利用者が駐車使用料の還付を受けようとするときは、駐車使用料還付請求書（以下「還付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（平１７規則３９・全改、平２９規則２９・一部改正）

（駐車使用料の減免）

第６条　条例第８条の規定による駐車使用料の減免は、次の各号に掲げる者が有料駐車場を利用する場合とし、減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条に規定する保護を受けている者　全額

(2)　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条に規定する障害者　全額

(3)　その他市長が必要があると認める者　市長が定める額

２　駐車使用料の減免を受けようとする者は、駐車使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、第１項第１号及び第２号に掲げる者は、利用の申請の際、これらの号に該当することを証する書類を提示することにより、一時利用に係る使用料の減免を受けることができる。

（平１６規則３９・平１７規則３９・平２２規則２９・一部改正）

（駐車使用料の還付）

第７条　条例第９条ただし書の規定による定期利用に係る駐車使用料の還付は、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に定める額とする。

(1)　定期利用者が第５条第２項の規定により、月の末日までに還付請求書を提出したとき　既納の駐車使用料の額から、経過月数（月の途中であっても１か月とする。）に当該車種及び当該申請者に係る１か月を単位とする定期利用の駐車使用料の額を乗じて得た額を減じた額

(2)　条例第５条の規定による駐車場の供用の休止により、利用できなかったとき　既納の駐車使用料を当該許可の期間の日数で除して得た額に利用できない日数を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

（平１１規則２０・平１７規則３９・一部改正）

（権利譲渡等の禁止）

第８条　定期利用者は、定期利用の権利を譲渡し、又はステッカー若しくは定期券を転貸ししてはならない。

（平１７規則３９・平２９規則２９・一部改正）

（有料駐車場における自転車等の整理及び措置）

第９条　条例第１３条第１項に規定する継続して置かれている期間とは、条例又はこの規則等の規定に違反した日から７日を経過する日までとする。

２　条例第１３条第２項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)　移動及び保管した自転車等（以下「整理自転車等」という。）が置かれていた駐車場の名称

(2)　整理自転車等の台数

(3)　保管した年月日

(4)　整理自転車等の返還場所

３　条例第１３条第２項に規定する返還するための措置は、次に掲げるものとする。

(1)　前項各号に定める事項を駐車場に掲示すること。

(2)　利用許可台帳及びステッカーによる調査を行うこと。

(3)　整理自転車等の防犯登録等により利用者等の住所、氏名等を調査すること。

(4)　整理自転車等の自転車等整理台帳を作成すること。

４　条例第１３条第３項前段の規則で定める期間は、４月とする。

５　整理自転車等の利用者等が判明したときは、自転車等返還通知書兼受取書により当該利用者等に通知するものとする。

６　整理自転車等の返還を受けようとする者は、自転車等返還通知書兼受取書を市長に提出し、又は当該整理自転車等の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

（平１３規則３５・平１６規則１２０・平１７規則３９・一部改正）

（無料駐車場における自転車等の整理及び措置）

第１０条　条例第１４条第１項の注意は、注意札を自転車等に貼付して行うものとする。

２　条例第１４条第２項の規則で定める期間は、注意札を貼付した日から起算して７日を経過する日までとする。

３　条例第１４条第２項の警告は、警告札を自転車等に貼付して行うものとする。

４　条例第１４条第３項の規則で定める期間は、警告札を貼付した日から起算して７日を経過する日までとする。

（平１７規則３９・一部改正）

（移動及び保管に要した費用の額）

第１１条　条例第１５条第２項の費用（以下この条において「費用」という。）の額は、次に掲げる額とする。

(1)　自転車　１台につき１，０００円

(2)　原動機付自転車及び自動二輪車　１台につき１，５００円

２　市長は、次に掲げる者からの費用の徴収を免除することができる。

(1)　盗難によって整理自転車等となったものの当該利用者等

(2)　その他市長が必要があると認める者

３　費用の徴収の免除を受けようとする者は、自転車等保管費用免除申請書を市長に提出しなければならない。

（平２２規則２９・一部改正）

（指定管理者による管理の特例）

第１２条　条例第１６条第１項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第２条から第５条までの規定の適用については、これらの規定（第５条第２項を除く。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平１７規則３９・追加）

（書類の様式）

第１３条　次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1)　自転車等駐車場利用申請書

(2)　ステッカー

(3)　定期券

(4)　駐車券

(5)　利用許可台帳

(6)　自転車等駐車場定期利用者住所等変更届

(7)　自転車等駐車場定期利用ステッカー等再交付申請書

(8)　還付請求書

(9)　駐車使用料減免申請書

(10)　自転車等整理台帳

(11)　自転車等返還通知書兼受取書

(12)　注意札

(13)　警告札

(14)　自転車等保管費用免除申請書

（平１７規則３９・追加、平２２規則２９・平２９規則２９・一部改正）

（その他）

第１４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平１７規則３９・旧第１２条繰下）

附　則

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年１２月２１日規則第５３号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年１２月２５日規則第４５号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年３月３１日規則第２０号）

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、様式第９号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年３月２９日規則第３５号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日規則第２５号）

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附　則（平成１５年９月３０日規則第６０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年３月２３日規則第９号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年６月２４日規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第６条の規定は、平成１６年７月１日以後に有料駐車場を使用する場合について適用する。

附　則（平成１６年１２月２２日規則第１２０号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年７月１５日規則第３９号）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に改正前の前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附　則（平成２２年３月３０日規則第２９号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日規則第２９号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。